

静岡県告示第304号

省エネ住宅新築等事業費補助金交付要綱（令和4年静岡県告示第326号）の一部を次のように改正する。  
令和6年4月5日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「子育て世帯」とは、<u>こどもエコすまい支援事業補助金交付要綱（令和4年12月2日付け国住生第250号）</u>第2の1に規定する子育て世帯をいう。</p> <p>(8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、<u>こどもエコすまい支援事業補助金交付要綱第2の2</u>に規定する若者夫婦世帯をいう。</p> <p>(9) この要綱において「中小工務店」とは、県内に主たる営業所を有する事業者であって直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が50戸未満であるものをいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>第7 実績報告</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の<u>3月15日</u>のいずれか早い日まで</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) この要綱において「子育て世帯」とは、<u>子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱（令和5年11月29日付け国住生第224号）</u>第2の1に規定する子育て世帯をいう。</p> <p>(8) この要綱において「若者夫婦世帯」とは、<u>子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第2の2</u>に規定する若者夫婦世帯をいう。</p> <p>(9) この要綱において「中小工務店」とは、県内に主たる営業所を有する事業者であって直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が50戸未満であるもの（<u>知事が別に定めるものを除く。</u>）をいう。</p> <p>(10) (略)</p> <p><b>第7 実績報告</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出期限</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)イにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知が到達した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の<u>翌年度の1月31日</u>のいずれか早い日まで</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。